

第 5 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和2年10月2日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和2年10月2日(金曜日)

午前9時58分開議
午後0時26分休憩
午後0時32分開議
午後0時54分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補
正予算(第10号)

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第6号 熊本県内部組織設置条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第7号 熊本県知事等の損害賠償責任
の一部免責に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第8号 熊本県手数料条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第9号 漁業法等の一部を改正する等
の法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

議案第10号 熊本県球磨川水系防災減災基
金条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第31号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第2号 公立大学法人熊本県立大学の
経営状況を説明する書類の提出につい
て

報告第3号 公益財団法人熊本県立劇場の
経営状況を説明する書類の提出について

報告第4号 天草エアライン株式会社の経
営状況を説明する書類の提出について

報告第5号 豊肥本線高速鉄道保有株式会
社の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

報告第6号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の
経営状況を説明する書類の提出について

報告第30号 令和元年度決算に基づく熊本
県の財政の健全化判断比率及び公営企業
の資金不足比率の報告について

報告第31号 公立大学法人熊本県立大学の
令和元年度に係る業務の実績に関する評
価について

請第18号 私学助成に関する意見書の提出
を求める請願

請第19号 令和2年7月球磨川豪雨災害に
関する速やかな検証及び検証に基づく抜
本的な治水対策を早急に決定することを
求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①川辺川ダム問題について

②令和2年7月豪雨からの復旧・復興プ
ラン(仮称)の策定イメージ

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎
副委員長 松 村 秀 逸
委員 吉 永 和 世
委員 坂 田 孝 志
委員 西 聖 一
委員 山 本 伸 裕
委員 高 島 和 男
委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 白 石 伸 一

政策審議監 倉 光 麻里子
 危機管理監 厚 地 昭 仁
 政策調整監 津 川 知 博
 秘書グループ課長 上 田 哲 也
 広報グループ課長 本 田 敦 美
 くまモングループ課長 浦 田 美 紀
 危機管理防災課長 柴 田 英 伸
 総務部
 部 長 山 本 倫 彦
 理事兼県央広域本部長
 兼市町村・税務局長 宮 本 正
 総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英
 総務私学局長 手 島 伸 介
 人事課長 城 内 智 昭
 財政課長 梅 川 日出樹
 県政情報文書課長 鎌 本 亮 太
 総務厚生課長 中 川 浩 徳
 財産経営課長 永 江 昌 二
 私学振興課長 市 川 弘 人
 市町村課長
 兼県央広域本部総務部長 清 田 克 弘
 消防保安課長 橋 本 誠 也
 税務課長 久保田 健 二
 企画振興部
 部 長 高 橋 太 朗
 理 事
 (球磨川流域復興担当)
 兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司
 政策審議監
 兼地域・文化振興局長 野 尾 晴一朗
 交通政策・情報局長 内 田 清 之
 土木技術審議監 亀 崎 直 隆
 情報政策審議監 島 田 政 次
 企画課長 阪 本 清 貴
 統計調査課長 中 村 誠 希
 地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 池 永 淳 一
 首席審議員
 兼文化企画・
 世界遺産推進課長 内 藤 美 恵

政策監兼
 川辺川ダム総合対策課長 福 原 彰 宏
 交通政策課長 小 川 剛 史
 情報政策課長 椎 場 泰 三
 出納局
 会計管理者兼出納局長 本 田 充 郎
 会計課長 村 上 勲
 管理調達課長 中 川 博 文
 人事委員会事務局
 局 長 青 木 政 俊
 公務員課長 工 藤 真 裕
 監査委員事務局
 局 長 富 永 章 子
 監査監 林 田 孝 二
 議会事務局
 局 長 吉 永 明 彦
 次長兼総務課長 横 尾 徹 也
 議事課長 村 田 竜 二
 政務調査課長 東 敬 二
 事務局職員出席者
 議事課主幹 若 杉 美 穂
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから第5回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

まず、今回付託された請第18号について、提出者から趣旨説明の申出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第18号についての説明者を入室させてください。

(請第18号の説明者入室)

○増永慎一郎委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

どうぞ、説明をよろしく申し上げます。

（請第18号説明者の趣旨説明）

○増永慎一郎委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引取りください。どうもありがとうございました。

（請第18号の説明者退室）

○増永慎一郎委員長 それでは、次に主要事業等の説明及び付託議案等の審査に入ります。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、知事公室及び総務部を前半に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を後半に入れ替えて審議を行うこととしました。

前半、後半とも主要事業等及び付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

まず、知事公室及び総務部の主要事業等についての説明を、資料に従い、各担当課長から順次お願いしますが、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

○津川政策調整監 知事公室付でございます。

令和2年度主要事業及び新規事業の4ページをお願いいたします。

1の重要政策調整事業でございます。これは、知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題に必要な調査等を行う事業として、1,600万円を予算化しております。

次に、2の熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業でございます。

熊本地震の記憶や教訓等を伝承していくための震災ミュージアムの取組につきまして、旧東海大学阿蘇キャンパス内の震災遺構の管理運営、熊本地震の語り部の養成等を行う事業として、2,300万円余を予算化しております。

説明は以上でございます。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

まず1つ目が、熊本地震犠牲者追悼式事業でございます。

熊本地震で犠牲となられた方々への追悼と復興への決意を新たにしますため、追悼式を開催するものでございまして、予算額は、51万円余でございます。

なお、今年度は、例年350人規模を26人に大幅縮小の上、4月14日に開催済みでございます。

2つ目が、『ONE PIECE』連携復興応援事業でございます。

熊本地震の被災地の復旧、復興を後押しするため、『ONE PIECE』の麦わらの一味の仲間たちの像を被災市町村に設置するものです。今年度、残り4体の像を設置いたしまして、周遊を促すプロモーションを実施する予定でございます。予算額は、8,543万円余でございます。

秘書グループは以上でございます。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

資料の6ページをお願いします。

右側の予算額の欄は、9月補正分を含めた額で計上しております。

下段の括弧書きが9月補正予算額で、後ほど御審議をお願いする分でございます。

まず、県の魅力や特色を県内外に発信するための広報事業でございます。

テレビ、ラジオ、広報紙、新聞、インターネット等に加え、今年度から新たに始めた(5)番のSNSを活用した戦略的広報により、県内はもとより全国に向けて県の重要な施策等の情報を発信するための事業を実施いたします。

また、(6)の広報により、熊本地震や令和

2年7月豪雨災害からの復旧、復興の状況や県の取組を県内外に発信してまいります。

7ページをお願いいたします。

(7)新型コロナウイルス関連広報事業といたしまして、テレビスポットCMや新聞紙面による県民向け広報を行います。

このほか、マスコミに対して記者会見や報道資料などによる情報提供を行う報道対応、県政に関する提言や意見などを県民の皆様からいただき、県政へ反映していく広聴事業等を実施いたします。

広報グループの主要事業は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料の8ページをお願いいたします。

右側の予算欄のところにつきましては、広報グループの説明と同様になっております。後ほど御審議をお願いいたします。

8つ、主な事業を上げております。

1は、くまモンのイラストを利用した商品等の利用許諾事務の委託事業でございます。

2は、熊本関連イベントに、くまモン隊を出動させる経費でございます。

3は、県内でのイベントやSNS等で熊本の魅力を発信する事業でございます。

4番は、県外、関東、関西等でのプロモーション活動を展開する事業でございます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

5番は、テトリアくまもとビル1階のくまモンスクエアの運営経費でございます。

6は、民間企業から成るメンバーで調査、研究を実施しまして、くまモンの共有空間をより一層拡大させる事業でございます。

7は、海外プロモーションを行うとともに、全世界向けの動画を発信する事業でございます。

最後の8は、昨年3月に制定されました条

例に基づき設置した基金への積立てに要する経費でございます。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

右側の予算額の欄につきましては、くまモングループ等と同様、後ほど御審議いただくものでございます。

項目欄をお願いいたします。

1番、防災体制の充実・強化についてでございますが……。

○増永慎一郎委員長 ちょっとマイクに近づいて話してもらっていいですか。

○柴田危機管理防災課長 はい。説明欄をお願いいたします。

(1)防災体制の充実・強化について、①から③の事業は、地域の防災力向上に係る事業でございます。

①地域防災力強化事業は、地域の防災士や自主防災組織のリーダー等の育成支援を行うもの、また、③実践的地域防災力強化事業は、リーダー等のスキルアップを図るための事業でございます。

戻りまして、②市町村防災体制強化支援事業は、市町村における受援計画や地区防災計画の策定を行うものでございます。

④防災センター整備事業は、県央広域本部との合築により整備する防災センターの整備事業でございます。令和4年度末の完成を目指して、整備を進めてまいります。

(2)防災情報通信事業につきましては、防災行政無線をはじめとする各種防災関連システムの維持管理を行うものでございます。

資料の11ページをお願いいたします。

項目欄、2、熊本地震デジタルアーカイブ

事業については、熊本地震の経験と教訓を後世に残し生かしていくため、映像写真等の資料を収集、保存する事業でございます。本年7月末時点で、約14万点の資料を掲載しております。

次に、項目欄、3、令和2年7月豪雨検証事業についてでございますが、この事業は新規事業でございますが、このたびの7月豪雨に係る対応について検証を行うものでございます。熊本地震のときと同様に、できたこと、できなかったこと、改善の方向性をしっかり検証し、今後の災害対応の強化に生かすこととしております。検証結果については、年度内に公表を予定しております。

最後に、項目欄、4、震度情報システム調査・復旧事業についてでございます。

この事業も新規事業でございます。

7月豪雨により被災しました震度計の緊急点検と、使用できなくなった機器の更新を行うもので、年度内の事業完了を予定しております。

危機管理防災課の主要事業は以上でございます。

○城内人事課長 人事課でございます。

資料12ページをお願いいたします。

人事課は経常的な経費が中心でございますので、今年度重点となる取組を2点記載しております。

まず、項目、1、熊本地震や豪雨災害からの復旧・復興等のための組織体制の整備及び人材の確保でございます。

(1)の組織体制の整備につきましては、復旧、復興や新たな施策等の推進に必要な組織体制の整備を進めてまいります。その際、職員配置の重点化に向けた組織体制や事務事業の見直しに取り組みながら、行政体制の効率化を目指します。

(2)の人材の確保につきましては、5月に策定いたしました定員管理の基本方針に基づ

き、今後4年間、令和2年度の職員数を維持いたします。

新規採用者の確保のほか、任期付職員の採用、他県への職員派遣の要請など、あらゆる手法を活用しながら必要な職員の確保を行ってまいります。

13ページをお願いいたします。

項目、2、勤務環境の整備と健康管理についてでございます。

長期的な復興業務、新型コロナウイルス対策業務、その他県政の重要課題に職員が全力かつ継続的に対応することができるよう、職員誰もが働きやすい職務環境を整備し、さらに長時間勤務を縮減することにより、職員の心身の健康維持を図ってまいります。

具体的には、(1)の勤務環境の整備として、担当業務やライフスタイルに対応し、職員が最も効果的、効率的に働くことができるよう、特例勤務や時差出勤の積極的な活用など、多様な働き方を推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症など危機事案発生時の業務継続に備えるためにも、多様な働き方に資する在宅勤務の恒常的な制度導入に向けて検討を進めてまいります。

あわせて、他県からの派遣職員や任期付職員など、多様な地域、年齢層から成る職員を最大限活用していく必要がございます。そのため、各職場において、本県の仕事の進め方に慣れていただくまでの積極的な助言など、仕事が円滑に進むよう支援するとともに、他の職員と十分にコミュニケーションが図れるような工夫、宿舍の確保をはじめ、衣食住の情報提供など、私生活も含めた目配りをしながら、受入れ環境を整えてまいります。

(2)の健康管理としましては、職員の心身の健康維持のため、引き続き業務の見直しを進めるとともに、昨年度から開始した時間外勤務の上限設定を適切に運用するなどにより、長時間勤務の縮減を図ってまいります。

また、あらゆるハラスメントにつきまして、相談体制や研修の充実等を行い、その防止に努めてまいります。

人事課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料の14ページをお願いします。

令和2年度予算の概要について御説明いたします。

まず、説明欄の(1)予算編成の基本的な考え方ですが、当初予算は、知事改選期に当たるため、人件費などの義務的経費のほか、熊本地震関連予算や国土強靱化予算など、年度当初から取り組む必要がある経費を中心に、骨格予算として編成しております。

また、感染症や豪雨災害への対応として、4月以降10回の補正予算を編成する一方で、いわゆる肉づけ予算につきましては、それらへの対応を優先する中においても、継続的な取組が必要な事業について編成したところでございます。

次に、(2)令和2年度予算の特色でございます。

①当初予算につきましては、先ほど御説明したとおり、義務的経費等を中心に7,155億円を計上しております。

15ページをお願いいたします。

(2)補正予算につきましては、①感染症への対応として、令和2年度は9回の補正予算を編成し、総額1,301億円を計上しております。

②豪雨災害への対応として、4回の補正予算を編成し、総額1,325億円を計上しているところでございます。

16ページをお願いします。

③通常分、いわゆる肉づけ予算としましては、6月及び9月の補正予算で829億円を計上しております。これらの補正予算の編成により、令和2年度9月補正後の予算額は、1

兆604億円となり、県政史上2度目の1兆円を超える水準となっております。

17ページをお願いいたします。

(3)主要財政指標等について御説明します。

まず、①財政調整用4基金残高につきましては、9月補正予算編成までに必要となった一般財源に充てるため、一旦全額を取り崩しております。

なお、今後の補正予算で必要な一般財源につきましては、繰越金の活用などで十分に対応できると考えており、当面の財政運営に支障は生じないと考えております。

次に、②通常県債残高につきましては、9月補正予算後の県債の新規発行額が元金の償還額を上回っておりますが、これは、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応した県債の発行が増加していることによるものであり、それを除く県債の発行につきましては、引き続き抑制しているところでございます。

財政課は以上でございます。

○楯本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

まず、1の公立大学法人熊本県立大学への支援でございます。

(1)の公立大学法人熊本県立大学運営費交付金の交付につきましては、県立大学が実施する業務の財源の一部として交付金を交付するものでございますが、今年度は新たに修学支援法の対象となる学生の授業料等の減免やグローバル人材の育成、地域貢献の推進に必要な経費を交付することとしております。

また、(2)の法人の業務実績に関する年度評価につきましては、熊本県公立大学法人評価委員会におきまして、令和元年度における業務実績に関する評価を行い、教育研究並び

に組織運営の質的向上を図ることとしております。

次に、2の行政文書の適正な管理及び情報公開・個人情報保護の推進についてでございます。

行政文書等の管理に関する条例に基づき、行政文書の適正な管理、歴史公文書の適切な保存、利用を図るとともに、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、開示請求に係る実施機関への助言や県政情報の積極的な提供を行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

資料の19ページをお願いします。

まず、1の庶務事務の集中処理でございますが、庶務事務の効率化を図るため、諸手当認定、旅費、報酬等の集中処理を行っております。集中処理を行っている主な対象事業及び対象機関は、資料のとおりでございます。

次に、2の職員の健康支援でございますが、主な事業といたしまして、各種の健康診断やストレスチェックをはじめ、その結果に基づく事後指導等を実施しております。

また、長時間勤務による健康障害の防止やメンタルヘルス対策のため、産業医による所属長への助言指導や職員への面接による保健指導等を実施しております。

総務厚生課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

資料の20ページをお願いします。

財産経営課の主要事業といたしまして、3項目上げております。

まず、1の庁舎等管理でございますが、これは県庁舎等の清掃等の維持管理の経費でござ

います。適正な執務環境の維持などを図るとともに、空調の弾力的運用などにより、エネルギー使用量の削減に努めてまいります。

次に、2の財産の管理・活用につきましては、資料に記載の基本方針に基づき、いわゆるファシリティーマネジメントの取組を進めており、引き続き、県有施設の集約化や未利用地の売却等に取り組んでまいります。なお、本年度は、鹿本及び天草総合庁舎の保健所集約化の工事等を実施しております。

最後に、3の庁舎等の災害復旧・機能強化でございます。

熊本地震により被災した県庁舎の復旧や防災センターと合築する県央広域本部庁舎の建て替え工事等につきまして、耐災性の向上やファシリティーマネジメントの観点を踏まえながら取り組んでまいります。

財産経営課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

21ページをお願いします。

まず1つ目の私立学校の運営支援です。これは、私立学校の教育条件や経営健全性の維持向上等のため、経常的経費を助成するものです。

2つ目の私立学校の生徒・保護者の経済的負担軽減です。

2つの事業があります。いずれも私立高校生や専門学校生の経済的負担軽減のために、授業料負担を支援するものです。

3つ目です。私学の魅力アップ支援及びグローバル人材育成では、熊本時習館私学支援事業・熊本時習館海外チャレンジ推進事業を行っております。これは、私学の魅力を高めていくために、各校が自ら創意工夫して行う取組、グローバル人材の育成のため、海外進学、留学を目指す生徒及び学校を支援するものです。

4つ目です。私立学校等への新型コロナ対策及び7月豪雨支援です。

まず、コロナ対策としては、学校再開において追加的に必要となった人材配置の経費に対する助成を行う私立学校再開等支援事業です。

7月豪雨分としては、JR肥薩線を利用する生徒の通学支援を行う高等学校等通学支援事業になります。

私学振興課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○清田市町村課長 市町村課でございます。

資料22ページをお願いいたします。

まず、項目欄、1、市町村の地方創生の推進と行財政基盤強化に向けた支援です。

説明欄をお願いいたします。

(1)自治振興支援事業は、市町村の適正な事務の執行及び地方自治の振興を図るための事務経費でございます。

(2)の地方創生市町村支援事業は、地方創生や創造的復興に向けた市町村の取組を支援するための経費でございます。

(3)の市町村行政維持向上支援事業は、市町村の行政サービス維持、向上の検討を行うためのものがございます。

(4)の市町村との人事交流の推進は、県と市町村の連携強化及び市町村職員の人材育成を通じて、市町村の行政体制の強化を図るものがございます。

(5)、新規事業の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の交付は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地域経済や県民生活の回復とのベストバランスを目指し、住民に身近な市町村の取組に対し交付金を交付するものがございます。

この事業は、8月の臨時議会において予算化をお願いし、お認めいただいたものがございます。

次に、項目欄、2、熊本地震からの復旧・

復興に向けた支援でございます。

説明欄、平成28年熊本地震復興基金の交付は、熊本地震からの復興を図るために創設した基金から活用事業ごとの統一ルールを定め、市町村に交付金を交付するものがございます。今年度予算には、51億円余を計上いたしております。

市町村課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

資料23ページをお願いします。

項目、1の防災消防ヘリによる防災体制の充実・強化ですが、これは、防災消防ヘリ「ひばり」の運航体制の確保及び機体の維持整備を行うものがございます。

2の消防力強化の推進ですが、市町村の消防体制を強化するため、消防指令の全県下での共同運用の推進や消防団員の加入促進等を行うものです。

3の消防学校の機能強化ですが、これは、消防職員、団員の教育訓練施設の整備に関するものですが、後ほど補正予算のほうで関係するものがございます。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料24ページをお願いします。

項目、1の県税収入の確保につきましては、予算額欄に記載のとおり、賦課徴収に要する経費13億円余を予算化しております。

令和2年度の県税収入につきましては、個人県民税、法人県民税・事業税等の減収が見込まれますものの、昨年10月の地方消費税率引上げに伴う増収が見込まれることから、令和元年度当初予算額と比較して約4億円多い1,621億円余を計上しております。県税収入の確保に向け、適正かつ公平な賦課徴収に取

り組んでまいります。

次に、項目、2、ふるさと納税の取組展開についてでございます。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であるというだけではなく、熊本地震発生時には、本県への寄附金額が急増するなど、災害時における被災地への支援の手段としても活用されております。令和2年7月豪雨以降、本県への寄附申込みが増加しておりますので、御寄附いただいた皆様へのフォローアップに取り組み、本県への継続的な支援につながるよう取り組んでまいります。

税務課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された知事公室及び総務部の議案等を議題とし、これについて審査を行います。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。山本総務部長。

○山本総務部長 それでは、お手元総務常任委員会説明資料、これから説明させていただきます。

今回提案しております議案の概要についてですけれども、9月補正予算、876億円余を計上しております。

また、8月補正予算の専決処分、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括説明につきましては財政課から、また、予算の詳細な内容、条例等議案につきましては、各課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願い

いたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

議案第5号の8月補正予算2の概要について御説明いたします。

令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に必要な予算として、8月21日に知事専決により対応させていただいたものでございます。

主な内容は、被災した事業者の復旧を支援するなりわい再建支援補助金や、公共土木施設、農林業施設などの復旧に係る経費でございます。

2ページをお願いいたします。

こちらは、議案第1号、9月補正予算の概要でございます。新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害への対応、また、それらへの対応を最優先とする中においても、県として継続的な取組が必要な事業に係る予算として、876億8,400万円を計上しております。

内訳として、まず、(1)新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算が133億4,400万円でございます。

主な内容は、医療機関への空床補償や個人向け緊急小口資金の貸付原資の増額に要する経費などでございます。

(2)令和2年7月豪雨災害への対応に係る予算が30億円でございます。

内容は、球磨川流域復興基金への積立てに要する経費でございます。

(3)通常分といたしまして、いわゆる肉づけ予算が713億3,900万円でございます。

主な内容は、国庫内示増等を踏まえた公共事業の増額や県立学校施設の改修などに要する経費でございます。

下の表を御覧ください。

8月補正予算と9月補正予算を合算しますと、一般会計で1,794億2,500万円となり、補

正後の予算規模は1兆604億2,900万円となります。

3ページをお願いいたします。

参考1としまして、豪雨災害への対応に係る予算額の累計と財源内訳を、また、参考2としまして、感染症への対応に係る予算額の累計と財源内訳を、それぞれ記載しております。

おめくりいただきまして、4ページと5ページが歳入予算の内訳、また、6ページ、7ページが歳出予算の内訳となっております。

以上が予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案等について説明をお願いします。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の9ページの上段をお願いいたします。

一番右の欄を御覧ください。

広報事業費のうち、通常分といたしまして、首都圏等を対象に熊本地震や令和2年7月豪雨災害の風化防止や熊本のイメージアップにつながる広報経費2,360万円余、そしてコロナ対策分といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止等に係る広報を臨機応変に行うための経費3,888万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料9ページの下段をお願いいたします。

商業総務費の右側、説明欄を御覧ください。

1のくまモン共有空間拡大推進事業は、先ほどの主要事業で御説明したように、くまモンの共有空間をより一層拡大させることを目

的に、民間企業等から成るメンバーで、くまモンの新たな価値の創造に向けた調査や研究を実施するものでございます。

今回、その経費として、790万円余を計上しております。

次に、2のくまモン活躍基金積立金でございますが、条例に基づき設置した基金への積立金として、1億円を計上しております。

くまモングループは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

9月補正予算について御説明いたします。

防災総務費で551万円余の増額補正を計上いたしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

主要事業で御説明させていただきました地域防災力の強化や市町村の防災体制強化を図るために必要な3事業について、経費を計上させていただきます。

危機管理防災課は以上でございます。

○梅川財政課長 財政課でございます。

12ページをお願いいたします。

財政管理費で29万円余の増額補正をお願いしております。これは、地方公会計標準ソフトウェアの保守サービスが終了することに伴い、代替ソフトウェアを導入するための経費でございます。

下段をお願いいたします。

債務負担行為でございます。情報処理関連業務で令和3年度に1,800万円余をお願いしております。これは、先ほど御説明しました代替ソフトウェアの導入契約を年度内に契約いたしまして、来年度にかけて庁内の関連システムの改修やデータの移行などをスムーズに行うために、債務負担行為をお願いするものでございます。

財政課は以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

次の13ページ上段をお願いします。

私学振興費で1,100万円余の増額を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

(1)熊本時習館私学夢教育事業は、私立学校に通う生徒の夢を応援するため、専門分野の講師による特別授業や高校生表彰の実施等に要する経費です。

(2)熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材の育成のため、海外進学を総合的に支援する海外チャレンジ塾の実施等に要する経費です。

以上、御審議のほどよろしく願いします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

同じく、説明資料13ページの下段をお願いします。

消防指導費で3億8,300万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いします。

消防学校教育訓練機能強化事業につきまして、消防学校の施設基準の改正により、標準的に備えるべき実践的訓練施設が示されたことから、実際の火災に近い環境下で消火や救助活動等の訓練を行うことができる施設を整備するものでございます。

消防保安課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 説明資料の20ページをお願いします。

8月専決予算について御説明申し上げます。

防災総務費で451万円余を計上いたしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

7月豪雨に係る対応の検証に必要な経費について計上いたしております。熊本地震のときと同様に、できたこと、できなかったこと、改善の方向性をしっかり検証し、今後の災害対応の評価に生かすこととしております。

危機管理防災課は以上でございます。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

次の21ページをお願いします。

私学振興費で、8月21日専決分として、800万円余の増額を計上しています。

右の説明欄を御覧ください。

高等学校等通学支援事業は、7月豪雨分として、JR肥薩線を利用する生徒の通学支援のための臨時タクシーの運行及び高速バス利用に係る運賃差額の助成による増額でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いします。

○城内人事課長 人事課でございます。資料23ページをお願いいたします。

第6号議案、熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料24ページ、条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、商工観光労働部の体制を強化するため、同部を改編し、商工労働部と観光戦略部を設置するものでございます。

2、主な改正内容でございますが、知事の直近下位の内部組織に商工労働部と観光戦略部を設置いたします。

また、部を改編することに伴い、商工観光

労働部の部名を引用しております2つの条例につきましても、併せて改正を行います。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

第7号議案、熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

26ページ、条例案の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございます。本条例は、今年の6月議会で議決をいただいたところでございますが、地方自治法施行令の一部改正がございましたので、これを踏まえ関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容の、まず、(1)でございますが、海区漁業調整委員会の委員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに、県に対する損害賠償の責任を免れる額の算定方法を見直しております。

この結果、具体的には、賠償責任額は、基準給与年額の4倍までから2倍までに減額される形となります。

次に、(2)でございますが、改正に伴う所要の経過措置を定めております。

3、施行期日につきましては、地方自治法施行令の施行期日と同日の令和2年12月1日からの施行としております。

人事課は以上でございます。よろしく御願いたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

27ページをお願いいたします。

議案第8号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

29ページの条例案の概要で説明いたします。

1の条例改正の趣旨ですが、漁業法等の一部改正に伴いまして、手数料の規定を整備す

るものでございます。

2の主な改正内容ですが、関係法の一部改正に伴い、文言整備等の規定を整理するものでございます。

3の施行期日ですが、2の(1)及び(2)は、法令改正の施行日と合わせまして令和2年12月1日、2の(3)は、公布日としております。

最後に、4のその他ですが、今回の手数料の規定整理に伴いまして、関係する熊本県収入証紙条例の関係規定を別途整理しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○中川総務厚生課長 総務厚生課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。

議案第9号、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

31ページの概要で説明いたします。

本条例の制定により改正する条例は、2の主な改正内容に記載の(1)から(3)の3つの条例でございます。いずれも漁業法の条文を引用している条例であり、今回の漁業法の一部改正に伴い、条項ずれの補正や準用規定の削除など、所要の規定の整理を行うものでございます。

条例の施行日は、令和2年12月1日としております。

御審議のほどよろしく御願いたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

職員による個人情報漏えい事故に係る専決処分について御報告、承認をお願いするものでございます。

35ページの概要により御説明いたします。

本件事故は、令和2年4月、県北広域本部

管内の県税窓口にて発生したものです。

5の事故の状況ですが、職員がDV、ドメスティックバイオレンスに係る要支援者である女性の住所が記載された自動車税の県税領収証書を本人以外の方に交付したことにより、女性の身の安全を確保するために転居が必要となったものです。

4に記載のとおり、転居に要する費用39万4,995円を賠償額として和解する専決処分を行っております。

個人情報の適切な取扱いについては、これまで機会を捉え指導してきたところですが、このような事故が発生し大変申し訳ございません。

今後、類似の事故が生じないよう、個人情報の適切な取扱いについて、引き続き周知徹底を図るとともに、県税システムを改修するなど、万全の対策を講じてまいります。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○熊本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

熊本県立大学関連で、2件報告をさせていただきます。

まず、説明資料の36ページをお願いいたします。

報告第2号、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊の資料により説明をさせていただきます。

表紙に「令和2年9月公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類」と記載されているものをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

1ページから2ページまでは、法人の役員及び審議機関、学生数などの大学の概要及び組織図でございますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和元年度の事業報告でございます。

教育、研究、地域貢献などの項目ごとに、代表的な取組について記載しておりますが、事業の内容につきましては、この後の報告第31号でも説明いたしますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

令和元年度の財務諸表でございます。

5ページの損益計算書を御覧ください。

令和元年度は、一番上の欄になりますが、経常費用が24億4,000万円余、また、中ほどやや上の欄になりますが、経常収益が25億4,000万円余となっております。

その結果、一番下の欄ですが、当期総利益は1億1,000万円余となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画でございます。

令和2年度は、主に3つの重点項目に取り組みます。

1つ目が、(1)国際的な視野と認識を高める教育研究の推進。2つ目が、(2)地域との幅広い協働を確立する教育研究の推進。3つ目が、(3)国の入試制度改革への対応など、社会や時代の状況を踏まえた対応。これらの取組を推進していきます。

次に、7ページをお願いいたします。

令和2年度の収支予算書でございます。

令和2年度は、収入が授業料や県からの運営費交付金等により、26億5,000万円余、支出が教育研究経費等により収入と同額の26億5,000万円余を見込んでおります。

経営状況の説明は以上でございます。

続きまして、説明資料のほうに戻っていただきまして、説明資料の44ページをお願いいたします。

報告第31号、公立大学法人熊本県立大学の令和元年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。これは、地方独立行政法人法の規定により、熊本県公立大学法人評

価委員会が行った令和元年度の業務実績に係る評価を報告するものでございます。

こちら、別冊の資料で説明をさせていただきます。

表紙に「令和元年度(2019年度)公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書」と記載されているものをお願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけて、全体評価が記載をされております。

冒頭の段落に記載しておりますとおり、令和元年度は、第3期中期目標期間の2年目として、法人が年度計画に掲げた50の項目について、昨年度県議会でいただきました御意見等も踏まえながら、新たなプログラムや組織体制の構築などが進められております。

次に、分野ごとの主な取組とその評価について御説明いたします。

まず、教育面では、大学独自の人材育成システムである「もやいすと育成システム」の中に、地域課題に柔軟に適応しグローバルな視点を持って活動できる学生を育成する「もやいすとグローバル育成プログラム」を構築したことや、管理栄養士国家試験の合格率が100%達成したことなどが評価をされております。

一方、大学院の入試につきましては、志願者確保に向けた取組も認められるものの、定員の充足率が文部科学省の認証を受けた評価機関の基準を下回る課程があるなどの課題が指摘をされております。

次に、研究面では、地域課題の解決に加え、熊本地震関連を中心とした防災、減災及び復興支援に係る研究活動や、科学研究費補助金への教員の応募率が7年連続で100%を達成しており、各教員が自発的に研究活動の活性化に努めている点が評価をされております。

次に、2ページのほうになりますが、地域貢献の面では「地域おこしスタートアップ事

業」など、自治体や企業等の様々な課題の解決に向けた支援や、平成26年以降、毎年の行事として定例化されている国際シンポジウムについても評価されており、今後の継続的な実施が期待をされております。

次に、国際交流面では、新たにモンタナ大学と学術交流に関する覚書を締結したほか、留学生の受入れ環境整備や学生の留学に係る経済支援、危機管理対策の拡充などを進めた点が評価をされております。

このほか、業務運営の改善、効率化、それから自己点検評価及び情報提供に関する取組のほか、個人情報保護や学内の情報資産の保全などの取組が着実に進められていると評価をされております。

全体といたしましては、年度計画に掲げた50の項目について、1項目が年度計画を上回って実施、48項目は年度計画を順調に実施と、法人が自己評価をしているとおり、着実に成果を上げたというふうに評価をされております。

次に、3ページをお願いいたします。

年度計画に対する直接の評価ではございませんが、新型コロナウイルス感染症への対応について、評価委員会の審議の中で委員から出された意見が、付言として記載をされております。いわゆるウイズコロナ時代においても持続的に教育研究活動に取り組んでいただくことや、学生や教職員などが対面により同じ空間や場所を共有できるような取組への工夫を期待する意見が記されております。

以上のほか、4ページには、法人の自己評価と評価委員会評価の概要、それから、次の5ページ目以降には、項目別の評価が記載をされておりますが、詳しい説明については省略をさせていただきます。

報告第31号については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料のほうにお戻りいただきまして、41ページをお願いいたします。

報告第30号、令和元年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

42ページをお願いいたします。

1の趣旨にありますとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和元年度決算に基づく本県の財政の健全化判断比率等を、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

2の表を御覧ください。

4つの健全化判断比率を示しておりますが、いずれも早期健全化基準等には該当しておりません。

まず、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字比率ですが、本県では赤字が生じている会計はございませんので、該当はありません。

次に、③の実質公債費比率ですが、算定の結果8.5%となりました。通常県債残高の減少に伴う元利償還金の減少や、熊本地震関連の県債の償還が本格化していないことなどの要因により、前年度と比べ0.9ポイント低下しております。

次に、④の将来負担比率ですが、算定の結果205.6%となっております。通常県債残高が減少した一方で、熊本地震分の県債残高が増加したこと、また、熊本地震復興基金などの将来負担額に充当可能な基金の取崩しが進んだことなどの要因によりまして、前年度と比べ10.7ポイント上昇しております。

3の資金不足比率については、資金不足が生じている公営企業会計はありませんので、該当はございません。

43ページをお願いします。

4に、監査委員による審査の結果及び意見を記載しております。監査委員からは、いずれの比率も正確に算定、作成されており、今後とも、災害復旧等を着実に進めていくため

に必要な財源の確保等に努めるとともに、引き続き財政健全化に取り組むようとの御意見をいただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等及び議案等について、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いしたいと思います。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 主要事業及び新規事業説明資料なのか、高等学校等通学支援事業ですね、これは、くま川鉄道に関しては、こちらの説明資料の1ページの8月補正予算の高等学校等通学支援事業に入っているということでしたかね。

○増永慎一郎委員長 何ページ。

○山本伸裕委員 説明資料の1ページですね。8月補正予算2の、くま川鉄道で通っている生徒さんは……。

○市川私学振興課長 今回、私学のほうで上げています800万余の肥薩線の分ですが、これは、8月専決の分の高等学校等通学支援事業の中に入っております。

○山本伸裕委員 これは、肥薩線の利用者でしょう。くま川鉄道の利用者の支援事業というのは入っていますか。

○市川私学振興課長 肥薩線の分がこれで、

3,900万の中に教育委員会の分も含めて入っております。残りのくま川鉄道とかおれんじ鉄道の分は、交通のほうの事業で上がっております。

○山本伸裕委員 交通のほうの事業。

○市川私学振興課長 はい。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今私学振興課長が説明した内容について、ちょっと補足いたしますと、発災直後にくま川鉄道や肥薩おれんじ鉄道の代替バスなどの通学支援につきましては、8月21日の専決予算の前の8月4日の臨時議会の際に予算化をしておりますので、ちょっとその点誤解のないようお願いできればと思います。

○山本伸裕委員 では、この1ページの8月補正予算の高等学校等通学支援事業はまた違うわけですか。

○梅川財政課長 8月専決予算で、説明資料1ページで説明していた内容は、主に肥薩線の代替のための通学支援を内容としております。

以上です。

○山本伸裕委員 分かりました。いいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 2点ありますけど、まず1点目お願いします。

8ページのくまモンの関係です。

1番目のくまモン使用許可等管理事業で、これは、アサツーディ・ケイという会社に委託というかお願いしていると思うんですけども、現状はどのようになっているのか全く分からないので、利益があれば県のほうにも

収益、寄附をするような話も出ていたんですが、どのようになっているのかということと、9ページ目ですね、3番目のくまモン海外プロモーション推進事業、これもすごく期待しております、ビデオとかDVDか何か、そういう映画もできるんじゃないかという話は聞いていますが、まだそういう動きはないのかなということと、それから最後の、基金を積んでいくわけですが、この基金を積んだものは、前のページに戻りますけれども、2番目の管理運営費等に将来使っていくという考えなのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

3点御質問いただいたかと思えます。

まず、くまモン使用許可等管理事業、1番の事業につきまして、海外のイラスト利用につきましては、現在のところ順調に、ADKエモーションズのほうで商品等が海外のほうで出ております。

現状としては、現在、中国等を中心とした偽物、いわゆる偽物対策というのがまず急がれますので、そちらのほうの経費が今かかっているところでございます。かなり、その偽物対策が今進んでおります。

収入につきましては、一定の収入が上がってきてはいるんですけども、一応、県のほうに収入として入ってくるのは、来年度以降を見込んでおります。今のところは、必要経費や偽物対策等のほうが収入を上回るということと考えております。

それから、海外展開ということで、海外展開でくまモンが直接行くプロモーションというのは、現在、残念ながらコロナの影響でなかなかできないところなんですけど、くまモンTV、ユーチューブ等の動画の発信などをやっております。そして、アニメのほうも現在進めておまして、また皆様方に公表できる

時期が来るかと思いますが、まだ今ちょっと準備中というところでございます。

そして、最後の基金につきましては、将来的には、くまモンの活動経費、管理費等も含め、くまモンが自分で稼げるということを見込んでおりますが、今のところ、状況によりましてですけど、まだ2～3年後ぐらいから徐々に、そういう費用をこの基金のほうで出せるという見込みで進めております。

以上です。

○西聖一委員 はい、了解しました。

あと1点お尋ねします。

20ページです。財産経営課のほうですが、今年も非常に猛暑というか暑かったので、空調についてはかなり気を遣っていただいて、本庁では夜の7時ぐらいまで冷房も効かせていただいたということで、職員も喜んでいる声を聞いております。ただ、一方では、出先のほうでは、予算がないのもう4時頃から切らざるを得なかったという話もちょっと聞いているものですから、冷房対策、これから冬でしょうけれども、空調体制をどう考えているかということと、それから2番目のほうで、鹿本と天草の保健所等は、庁内に持っていくという構想で今動いていますけれども、今回のコロナ対策で逆に、保健所機能は別にあったほうがいいんじゃないかという議論もあるようですが、そこら辺はどのように考えられているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

空調対策につきましては、委員おっしゃったように、県庁につきましては、コロナ対策とか災害対応等もありまして、できるだけ執務環境を確保するというところで、空調時間の延長等実施しております。

出先につきましても、基本的に同様の状況

と考えておりますが、基本的に出先は、それぞれの庁舎管理者の御判断で空調の管理等を行っております。直接、ちょっとそういう4時までとかそういったお話は聞いてないんですけども、今後、冬期に向けてまた暖房とかそういったことも必要になってまいりますので、できるだけ柔軟に出先のほうにも対応するようにということで、また伝えていきたいと思っております。

もう1点につきましては、保健所機能の集約化ということで、もう既に工事に入っているところなんですけれども、その後、コロナ対策とかいろいろ新たな課題が出てまいりまして、できるだけその保健所の機能の維持、強化になるような集約化ということになるように、もう既に工事に入っているんですけれども、そういったことも現場と必要に応じて協議をしながら取り組んでいきたいということで考えております。

○高島和男委員 説明資料の9ページ、広報グループにお尋ねしたいんですけれども、広報事業費ということで、復旧、復興の首都圏の強化事業ということでございますけれども、すみません、具体的にどういった内容とございますか、どういった取組をされているのか教えてください。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

この首都圏向けの広報というところでございますけれども、県のこれまで地震ですとか今年の水害、こういった被害を受けたところを応援していただく目的、また、県の豊かな自然環境、また、たくさんの資源、こういったものを選んでいただいて、こちらのほうに訪れていただく。今あいにくコロナの関係でなかなかおいでいただくことはできませんけれども、今後、熊本のほうに目を向けていただき、足を運んでいただくように、いろんな

広報を展開していきたいと思っております。

今年の検討といたしましては、今県のほうで行っております『ONE PIECE』ですとか、また、くまモン、こういったものを活用しまして、県内の様々な観光施設ですとか観光資源ですとか、そういったものを紹介しながら、また、現在の復興の状況ですとか、こういったものもお伝えしながら、首都圏の皆様にも熊本のほうに関心を持っていただき、こちらのほうに目を向けていただく、こういったところの広報を予定しているところでございます。

○高島和男委員 それは、テレビとか、いろんな媒体を通じてということですよ。

○本田広報グループ課長 本来でしたら、例えばイベント等も考えたところでございますけれども、このコロナ禍でございますので、今のところ考えておりますのは、動画を作りまして、こういったものをインターネットですとかそういったところで発信をしていきたいというような計画でございます。

○高島和男委員 動画、インターネット。で、首都圏ですか、そして……。

○本田広報グループ課長 はい、首都圏に向けてという——もちろん、県のホームページですとかいろんな媒体に動画を作成して載せていくということになりますので、もちろん、県内の方にも御覧いただくということは可能ですし、それを首都圏のほうに向けても発信するというような考えでございます。

○増永慎一郎委員長 いいですか。はい。
ほかにありませんか。

○吉永和世委員 5ページ、秘書グループなんですけど。

今熊本県といいますと、熊本地震の復旧、復興に向けて4年5か月たったということと、それとコロナ禍の影響、そしてまた、今回の7月豪雨ということで三重苦の中にあつて、今後やっぱり、いろんな対策をもってしっかりと熊本の復旧、復興を図っていかなくちゃならないという、今大変そういった状況にあるのかなというふうに思っているところでありますが、その中で、今後、くまモンの頑張りもさらに期待したいというふうに思っておりますが、また、今回、ここに書いてあります『ONE PIECE』の連携で、今回、残り4体を被災地町村に設置するというところでありますが、今回、これまで設置したその『ONE PIECE』像がどのような効果をもたらしているのかというところを、ちょっとお聞かせいただきたいなというふうに思うんですが。

○津川政策調整監 『ONE PIECE』につきましては、秘書グループで予算を計上しておりますけれども、震災ミュージアム関連事業と連携して行ったほうが効果的というふうに考えられますので、今年度は、公室付のほうで事業のほうは進めさせていただいておりますので、私のほうから回答のほうをさせていただきたいと思っております。

今『ONE PIECE』の像等について、作ったことでどういった効果があるかということのお尋ねと思います。

先日、新聞のほうにも載っていたんですけども、ルフィ像の経済効果について調査を、尚綱大のほうでやっていただきました。

その効果で言いますと、『ONE PIECE』を設置したことで、年間の訪問者が5.5万人、あと設置効果が26億円ということで、設置費の200倍程度の効果があったということになっております。

また、昨年度、益城町のほうにサンジ像等を作りましてやっております。また、今度11月にはチョッパー、ブルック、フランキー、

こちらのほうの像を設置することとしております。

震災ミュージアムと含めまして、各地を巡っていただくというような形で、今後、取組を進めていこうと思っております、その効果についても、また、いろいろ調査のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 すばらしい効果が上がっているということで思っているのですが、そういった効果がさらに、この4体を設置することによって効果が上がっていくものだと期待をしているところなんです、これはこれでいいんですが、この前の一般質問の中で、荒川先生もおっしゃいましたが、やっぱり今回、7月豪雨が起って、新たな災害が起こったわけでありまして、そういった地域の復興に向けても、この『ONE PIECE』のもたらす影響、与える影響というのはすごく大きなものになっていくのかなというふうに、ちょっと思っているんですが、私も以前、一般質問で話をしたことがございますが、やはり『ONE PIECE』、麦わらの一味だけでなく、もっと海賊とかそういった部分にも広げた形で、今回の被災地復興に向けて、ぜひこの『ONE PIECE』をもっと活用していただければなというふうに思うんですが、そういったことをぜひ検討いただきたいと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○津川政策調整監 公室付でございます。

県南での復興プロジェクトに、こういった『ONE PIECE』等を活用した事業が実現すれば非常に大きな応援につながるものとは思っております。ただ、こういった事業を展開するに当たりましては、地元の市町村さんの積極的な関与でありますとか、もしくは著作権を管理する集英社あたりの御了解が必要不可欠となっております。実現できるかは、ちょ

っと難しい面、未知数な面もございますけれども、地元の御意向等を確認しながら、今後検討を進めさせていただきたいというふうに思っております。

○吉永和世委員 よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 6ページのSNSを活用した戦略的広報とあるんですけども、これは、SNS広告による県の施策や取組……

○増永慎一郎委員長 すみません、ちょっとマイクに近づけてもらっていいですか。

○荒川知章委員 SNSを活用した戦略的広報とあるんですけども、これ、フェイスブックとかユーチューブとかいろいろあると思うんですけども、これは、県のホームページに飛ばすんですか、それとも独自にこういうページを作成して、そこに飛ばすようにするのでしょうか。

○本田広報グループ課長 この事業を具体的に御説明をさしあげたいと思います。

フェイスブック等を登録なさる場合に、御自身の年代ですとかお住まいの地域ですとか関心のあることとか、そういったものをプロフィールとして登録なさっている方が多うございます。そういった方をターゲットといたしまして、例えば今年度考えておりますのは、ふるさと納税、これにコロナの感染対策分というのを用途目的につくったわけですけども、この内容に誘導するために、例えば首都圏にお住まいで、ふるさと納税をしてくださりそうな40代、50代、60代、そういう登録をなさっている方に対して、くまモンを画像にしました広告を入れまして、そして詳しくはこちらということで、県のホームページ

のほうに誘導する、そういった広告を予定しているといったものでございます。

例えば、今後、はたちの献血キャンペーンとかいったときには、熊本県内に居住されている二十歳の方、そういった方たちに向けて、そのピンポイントの広告を打って、そしてそこからホームページを御覧いただく、このような仕組みの内容を考えております。

○荒川知章委員 今ある県のホームページに飛ばすということでしょうか。

○本田広報グループ課長 さようございます。なかなか、その瞬間では分かりませんが、やはりホームページのほうに入っていたくために、そのようなピンポイントの広告を打つというような形で考えております。

○荒川知章委員 県のホームページで見ると、分かりやすい部分とちょっと複雑な部分もあるかと思うんですけども、そういうところも今後見やすいようには、随時更新されていくのでしょうか。

○本田広報グループ課長 様々な御意見いただいております。その都度すぐに対応できる場所は見やすさなども工夫しながら、またレイアウト等も手元でやれるもの、時間が少々かかったりするところもございますので、そこは日々対応させていただいているような状況でございますので、また、今お話ありましたように見やすさという点では心がけて、今後も改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

○荒川知章委員 分かりました。

あと1点いいですか。

○増永慎一郎委員長 はい、どうぞ。

○荒川知章委員 22ページの(5)番で、新型コロナウイルスの感染症対応総合交付金の交付とありますけれども、この中で、住民に身近な市町村の取組に対し、とあるんですけども、具体的にはどういった取組に対してこういう交付が出るのでしょうか。

○清田市町村課長 これ、先ほど少し御説明させていただきましたけれども、8月の補正予算で30億認めていただいたんですが、具体的には、例えば飲食店でのコロナ対策、アクリル板の設置ですとか、あるいはそこで、飲食店で、例えば地産地消関係に取り組むところに支援をしますとか、そういった動きが当初からございます。

あと、畜産物の消費拡大ですとか林産物の消費拡大のために地元が取り組むことへの支援を予定しているところです。

○荒川知章委員 分かりました。ありがとうございました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○梅川財政課長 財政課でございます。

先ほど財政課から山本委員にお答えした内容に一部誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。

くま川鉄道や肥薩おれんじ鉄道に関する通学支援の予算でございますが、先ほど8月4日の臨時議会で予算化させていただいたというふうに御説明しておりましたが、それは誤りでございまして、その前の7月21日の専決予算で対応しております。

以上、訂正させていただきます。

○増永慎一郎委員長 山本委員、よろしいですか。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。

○増永慎一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えをしますので、しばらくそのままお待ちください。

（説明員の入替え）

○増永慎一郎委員長 まず、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（水谷理事～福原政策監の順に自己紹介）

○増永慎一郎委員長 次に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の主要事業等の説明及び付託議案等の審査に入ります。

主要事業等及び付託議案等について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたと思っています。

まず、主要事業等についての説明を、資料に従い、担当課長から順次お願いしますが、効率よく進めるために、説明は着座のまま簡潔をお願いします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

主要事業、新規事業資料の25ページをお願いいたします。

1の広域開発行政促進事業は、全国知事会、九州地方知事会、九州地域戦略会議等を通じて、広域的な諸問題について協議、推進を図るとともに、国への施策提言や他県と連携した取組等を行うものでございます。

2のふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業は、若者の県内就職と定着を後押しするため、奨学金返還とUターン経費を、県内企業等と県が2分の1ずつを負担し支援するものでございます。今後、より多くの若者と企業がつながるよう、PRに努めてまいります。

3の熊本県生活困窮大学生等のための給付

金交付事業は、新型コロナウイルス拡大の影響により、アルバイトの収入減等により生活困窮に陥っている学生等の修学継続を支援するため、給付金5万円を交付するものでございまして、5月の制度開始以降、約4,000件の申請をいただいております。

4のSDGs推進事業は、地方創生につながるSDGsへの県民の理解を深めるためのシンポジウムの開催や、SDGsの取組に意欲的な団体等の取組を支援することにより、県全域へのSDGsの普及、啓発を図るものでございます。9月補正予算をお願いしているものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の26ページをお願いいたします。

統計調査課におきましては、国から委託を受けた委託統計調査及び県単独の調査等を実施しております。

1の委託統計調査の実施でございますが、今年度は国から委託を受けて5年に一度実施いたします周期調査である国勢調査をはじめ、毎年度行っている経常調査を実施いたします。

(1)の令和2年国勢調査でございますが、国内に住んでいる全ての人及び世帯を対象とした最も基本的かつ重要な統計調査として、10月1日現在で実施するものでございます。

また、(2)の経常調査については、家計調査など記載の7調査を本年度も実施いたします。

次に、2の県単独調査等の実施でございますが、県民経済計算や産業連関表等の県単独の調査及び統計資料の刊行、ホームページ等の情報提供等を実施いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

ます。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

1の地域づくりチャレンジ推進事業でございます。

(1)地域づくりチャレンジ推進事業補助は、市町村や地域団体等による地方創生の取組や新しい生活様式に対応した地域づくりの取組——いわゆる夢チャレと言われている取組です。並びに複数市町村が市町村域を越えて取り組む事業——いわゆるスクラムチャレンジと言われている取組です。等に対して総合的な支援を行うものであり、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

(2)地域づくりチャレンジ推進支援事業は、県が新たな地域資源の掘り起こしによる地域づくりの支援を行うものであり、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

(3)地域課題解決プロデューサー人材活用事業は、地域課題解決に取り組む地域団体の人材育成や資金調達など総合的な活動支援を行うものであり、新規事業として9月補正予算でお願いしているものでございます。

地チャレ事業を活用した地域づくり団体の多くが、事業終了後の事業継続化に苦労されておりますので、プロデューサーを派遣することで、自立化、自走化のモデルを創出したと考えております。

2の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、市町が行う環境負荷を少なくしつつ、経済発展に発展する新しい形の地域づくりの取組への支援を行うものでございます。

3の阿蘇草原再生事業は、野焼きボランティアの拡充や放棄地の野焼き再開など、草原再生に向けた取組について、地元市町村等と連携して支援するものであり、うち一部を9

月補正予算でお願いしているものでございます。

次のページをお願いします。

4の御所浦・湯島地域活性化推進事業でございます。

(1)御所浦地域活性化推進事業は、天草市と連携し、御所浦地域において、宿泊型マラソン等の観光の目玉づくりや、空き家を活用した移住の促進、民宿等の改修による観光客誘致等に対して支援するものであり、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

(2)湯島活性化推進事業は、上天草市と連携し、湯島で一番見晴らしのよい峯公園の利用促進や超高速通信網の利用促進、生活基盤の整備に向けた支援を行うものであり、新規事業として9月補正予算でお願いしているものでございます。

5の移住定住促進事業は、地域における経済、社会、文化活動の担い手不足解消と、地域活性化を目的に市町村等と連携し、本県への移住定住を促進するものでございます。

6の立野・黒川地区地域再生等支援事業は、熊本地震による大きな被害を受けた南阿蘇村立野地区及び黒川地区における、住民によるまちづくりの支援を行うものでございます。

7の地域循環共生圏づくりプラットフォーム推進事業は、環境省の採択を受けて、昨年度から取り組んでいるものでございますが、熊本地震からの阿蘇地域の創造的復興に向けて、地域資源を有効に活用し、経済と環境との調和のとれた持続可能な発展を目指す地域循環共生圏の取組を南阿蘇村において推進するため、村が行うモデル事業の構築等を支援するものであり、新規事業として9月補正予算でお願いしているものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課です。

説明資料の29ページをお願いします。

まず、1の文化振興関係事業でございます。

(1)の文化行政推進は、県文化振興審議会の運営や熊本県文化協会への補助金交付などの支援を行うものです。

(2)の熊本県芸術文化祭推進事業は、県及び市町村の文化協会等と連携して、熊本県芸術文化祭を10月から県内一円で開催するとともに、本年度は3月に嘉島町において、くまもと子ども芸術祭を開催するものです。

(3)の「くまもと手仕事ごよみ」推進事業は、熊本の伝統工芸や伝統食などの手仕事の魅力などをSNSなどで情報を発信し、後世に継承を図っていくものです。

(4)のくまもと国際音楽祭支援事業は、熊本地震後に開催された復興記念コンサートでの県民の盛り上がりを受け、県内複数箇所で開催される音楽関連事業の開催を支援するものですが、今年はコロナ禍の影響により10月4日から有料でのコンサートのネット配信が行われます。

(5)の文化事業新型コロナウイルス対策助成事業は、県内文化団体が文化芸術活動を実施するために必要な感染症対策などの取組に対して助成するものです。

次のページをお願いします。

2の県立劇場関係事業でございます。

(1)の県立劇場管理運営事業は、指定管理者の公益財団法人熊本県立劇場に委託し、文化の発信拠点としての県立劇場の管理運営や自主事業の文化事業を行うものです。

(2)の県立劇場施設整備費は、保全計画に基づく改修工事を行うもので、今年度は、両ホール舞台音響設備、演劇ホールの舞台せり機構の改修、給排水や外壁等の工事を行う予定です。

(3)の県立劇場感染症予防対策事業は、感

染症予防対策として、県立劇場にサーモグラフィカメラ、空気清浄機等を整備するものです。

次に、3の世界文化遺産登録推進事業は、世界遺産である万田坑、三角西港及び天草の崎津集落の適切な資産の保全と活用の推進を行い、また、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた取組を行うものです。

4の博物館関係事業でございます。

(1)の博物館ネットワーク推進事業は、博物館ネットワーク構想に基づく資料データベースの運営、学校への移動展示パッケージの運用、学芸員等研修会の開催等の活動を行うものです。

(2)の熊本どこでもミュージアム事業は、ウイズコロナの環境下において、インターネット上での博物館見学が可能となるコンテンツ等を制作するとともに、ポータルサイト改修を行うものであり、これは、9月補正予算でお願いしているものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料の31ページをお願いいたします。

項目欄、1の川辺川ダム総合対策事業は、球磨川流域の治水対策の検討や五木村の振興など、川辺川ダム事業に関する諸課題について総合調整を行うものです。

2の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金は、流域12市町村の防災、減災の取組に対し、球磨川水系防災減災基金から補助金を交付するものでございます。

この基金は、今回の豪雨災害を受けまして、9月定例会で関係条例の改正をお願いしており、後ほど御説明させていただきます。

次に、3、五木村の振興です。

まず、(1)の五木村振興交付金交付事業は、村が実施する①のソフト事業と②の基盤整備事業に対しまして交付金を交付するもの

でございます。

次の(2)の五木村振興道路整備事業は、村道の1路線の整備工事を村から受託し施工するものでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の32ページをお願いいたします。

1の地域交通企画調整事業につきましては、地域の公共交通ネットワークを維持、確保し、県民の日常生活を支えるため、鉄道、路線バス等、地域の実情、特性に応じた取組について、国及び沿線市町村と連携して支援を行うものであり、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

主な取組といたしまして、路線バスの運行や鉄道軌道輸送に対する支援、空港ライナーの運行支援、御所浦及び湯島航路の支援などに取り組んでまいります。

また、持続可能かつ利便性の高い路線バス網を構築するため、熊本における公共交通網の在り方検討に取り組んでまいります。

続きまして、2の肥薩おれんじ鉄道関連事業につきましては、肥薩おれんじ鉄道を安全かつ安定的に運行させるため、鉄道基盤の整備、維持に係る費用につきましては、沿線市町や鹿児島県と連携して支援等を行うものでございます。

続きまして、3の鉄道災害復旧支援事業につきましては、熊本地震で甚大な被害を受けました南阿蘇鉄道及び豊肥本線の災害復旧に係る費用の支援を行ってまいります。

次のページをお願いいたします。

4の阿蘇くまもと空港関連事業につきましては、阿蘇くまもと空港の創造的復興に向け、国内線、国際線の増便や新規路線の誘致、また、コンセッション方式の導入により国内線、国際線ターミナルの一体的整備及び耐震化、また、空港アクセス鉄道整備に

向けた調査、検討を行うものであり、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

主な取組といたしまして、空港運営会社である熊本国際空港株式会社との連携による阿蘇くまもと空港の創造的復興の推進、空港アクセス鉄道整備に関するルートや事業採算性等の詳細な調査、検討に取り組んでまいります。

続きまして、5の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインの安全かつ安定的な運航が維持されるよう、機材整備に係る費用を地元市町と連携して支援するとともに、天草空港利用促進協議会を中心に利用促進対策に取り組むものであり、こちらも、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

最後の6番、公共交通コロナ対策支援事業につきましては、コロナ禍において感染防止対策を講じながら事業継続に取り組む交通事業者の支援を行うものであり、こちらも、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料の34ページをお願いします。

まず、1の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業でございますが、県庁と各広域本部、地域振興局等を高速通信回線で接続した熊本県総合行政ネットワークの監視、保守、運用管理を行うものでございます。

2の庁内情報基盤管理運営事業は、職員用のパソコンの調達や、職員が利用するメールシステム等の運用を行うとともに、県と市町村共同でインターネットの接続に係るセキュリティ監視等を行います熊本県自治体情報セキュリティクラウドの運用等を行っている

ものでございます。

次に、3のICTを活用した働き方改革等推進事業でございますが、ICTを活用した働き方改革や業務プロセス改革を推進し、業務の効率化や行政サービスの向上につなげるとともに、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるものでございます。

主な取組といたしまして、ペーパーレス会議に必要なタブレット端末等の導入や、コロナ禍で需要が増加しております職員のテレワーク環境の整備や、オンライン会議システムの運用のほか、(6)の情報化戦略アドバイザー推進事業では、情報通信技術を活用した情報化施策を展開するために、専門知識を有する情報化戦略アドバイザーを外部委託を行いまして、庁内の情報化の推進及び各部局の取組等の支援を行っていくものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○福原政策監 球磨川流域復興局付でございます。

説明資料の35ページをお願いいたします。

項目欄、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けた取組でございます。

こちらは、令和2年7月豪雨災害からの速やかな復旧、復興に向けまして、専任、集中的に取り組む球磨川流域復興局を8月21日に設置いたしました。

主な取組としましては、知事を本部長とする復旧・復興本部の運営、復旧・復興プランの策定、市街地、集落の再生支援、球磨川の治水対策の検証などに取り組むものであり、うち一部を9月補正予算でお願いしているものでございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○村上会計課長 会計課でございます。

資料の36ページをお願いいたします。

主要事業といたしまして、3項目を上げております。

まず、1の会計事務の適正な執行の確保につきましては、関係法令にのっとり会計事務の適正な執行が図られますよう、会計書類の確認、審査や会計事務の研修、検査等を行いまして、適正で円滑な会計事務の確保に努めているところでございます。

2の総合財務会計システムの管理につきましては、財務会計事務の効率化を図るために、本システムの安定的な運用及び維持管理を行うものでございます。

3の県公金の確実な保管及び運用につきましては、県が管理いたします歳計現金等の資金を、関係法令の規定に基づきまして、金融機関への預金、国債等の債券による運用など、確実かつ有利な方法によって保管及び運用を行うものでございます。

会計課は以上でございます。よろしく願います。

○中川管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の37ページをお願いいたします。

項目、1、物品の適正な出納及び管理につきましては、物品取扱事務の適正な執行を確保するため、会計事務検査や職員研修等により、物品の適正な出納及び管理を行うものでございます。

2の物品の集中調達の推進につきましては、物品調達事務の効率化を図るため、本庁は全ての物品、出先機関につきましては、一定額以上の物品につきまして、管理調達課で一括して調達を行うものでございます。

3の入札契約事務の適正化につきましては、各所属の適正な入札契約事務の執行を支援するため、競争入札参加資格の審査を適切に行ってまいります。

また、本庁における電子入札システムによる入札、開札業務を一元的に行うものでございます。

管理調達課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○工藤公務員課長 人事委員会事務局でございます。

資料は、38ページをお願いいたします。

まず、1の採用試験事務でございますが、今年度を実施します県職員の採用試験のうち、大学卒業程度、免許資格職等について記載しております。

次に、39ページをお願いいたします。

こちらに、高等学校卒業程度、そして警察官、最後に障がい者対象職員採用選考について記載しております。

今年度は、新たに就職氷河期世代対象を実施いたします。

表に記載のとおり、それぞれの日程、内容で実施いたします。

次に、2の「県庁のしごと」魅力発信事業でございます。

人材獲得競争がより厳しくなっている中で、県職員を志望する人材を増やすことを目的として、県庁で働く魅力を積極的に発信する事業でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

3の公平審査事務につきましては、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、その他苦情相談などの事務を行うものでございます。

なお、県内の市町村等の事務についても、この事業で受託しております。

最後に、4の給与制度等調査研究事務につきましては、民間給与実態調査等を実施しまして、議会と知事に対しまして、職員の給与について報告及び勧告を行うものでございます。

この調査につきましては、例年6月中旬に終了しておりますけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、9月末に終了いたしました。このため、当委員会の勧告の時期につきまし

ても、例年より遅くなる見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林田監査監 監査委員事務局でございます。

資料の41ページをお願いします。

まず、1の定期監査等の実施でございますが、地方自治法に基づき、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、行政事務の執行について、県の各機関を監査するほか、県が補助金等の財政的援助を行っている団体についても監査を実施しています。

次に、2の決算審査等の実施でございますが、決算審査及び基金運用審査、例月検査を行うほか、財政健全化判断比率等の審査を行っています。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横尾議会事務局次長 議会事務局でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

1の議会費でございます。

円滑な議会運営を図るため、本会議、委員会等の各種事務を行うとともに、議員の調査研究、その他の活動に資するために必要となります政務活動費の交付等の事務を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された企画振興部の議案等を議題とし、これについて審査を行います。

担当課長から、順次説明をお願いします。

○阪本企画課長 企画課でございます。

総務常任委員会説明資料の15ページ上段をお願いいたします。

計画調査費で1,200万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

1の地域プロジェクトアドバイザー委託事業は、交流人口の拡大や地域経済活性化等を図るため、県政の課題や地域プロジェクトの効果的な実施方法等にアドバイスをいただくために、アドバイザーを設置するものでございます。小山薫堂さんに、実績として委託をお願いしているものでございます。

以上でございます。

それから、SDGs推進事業につきましては、先ほど新規事業として御説明しましたものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○中村統計調査課長 統計調査課でございます。

同じく15ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の変更設定でございます。事務機器等賃借として、限度額27万4,000円の変更設定をお願いしております。これは、熊本県鉱工業指数の作成に使用しているパソコンにつきまして、現行のリース契約が満了することに伴い、令和2年12月から新たな契約を締結する必要があるため、今回、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

計画調査費で1億1,700万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

企画推進費の通常分でございますが、(1)の地域づくりチャレンジ推進事業、(2)の阿

蘇草原再生事業、(3)の御所浦地域活性化推進事業、(4)の湯島活性化推進事業及び(5)の地域循環共生圏づくりプラットフォーム推進事業につきましては、先ほど主要事業、新規事業として御説明させていただいたものでございます。

次に、コロナ対策分でございますが、地域づくりチャレンジ推進事業は、地域団体等が行う新しい生活様式に対応した地域づくりの取組に対する助成等及び県による新たな地域資源の掘り起こしに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

計画調査費につきまして、470万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

コロナ対策分の熊本どこでもミュージアム事業は、先ほど新規事業として御説明したものでございます。

また、県立劇場withコロナ鑑賞環境整備事業は、コロナ禍が完全終息せず、新しい生活様式下でのホールの新たな利用方法に向けた環境整備に要する経費として、2つのホールを持つ県立劇場の特性を生かすため、ホールへの大型スクリーンの整備をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

計画調査費で7億9,600万円余を増額計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、交通整備促進費の通常分でございます。

(1)の地方公共交通航路対策事業といたしまして、生活航路の維持に取り組む市町に対する助成1,300万円余をお願いしております。

(2)の湯島航路振興事業といたしまして、湯島地域の定期航路の維持及び島民の移動負担軽減に取り組む市に対する助成400万円余をお願いしております。

続きまして、コロナ対策分につきましては、並行在来線対策事業といたしまして、肥薩おれんじ鉄道の運行支援等に要する経費2億2,900万円余をお願いしております。

続きまして、空港整備促進費の通常分でございます。

(1)の阿蘇くまもと空港直轄事業負担金といたしまして、空港法の規定に基づき国が行う阿蘇くまもと空港の改良工事等に対する負担金1,700万円余をお願いしております。

続きまして、(2)の天草空港運航支援対策事業といたしまして、天草エアラインの中期活性化計画策定に要する経費600万円をお願いしております。

コロナ対策分につきましては、天草空港運航支援対策事業といたしまして、天草エアラインの運航支援等に要する経費5億2,600万円余をお願いしております。

以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

説明資料の19ページ上段をお願いします。

債務負担行為の設定変更でございます。

事務機器等賃借としまして、補正前限度額9,978万3,000円、補正後限度額1億425万8,000円、447万5,000円の増の変更をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によ

り、ペーパーレス会議を行うためのタブレット端末につきまして、納期の遅れが見込まれるためにリース期間の変更をする必要があり、債務負担行為の設定変更をお願いするものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○福原政策監 球磨川流域復興局付でございます。

説明資料の同じ19ページ下段をお願いいたします。

計画調査費としまして、30億円の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

7月豪雨分でございます。球磨川流域復興基金積立金としまして、球磨川地域市町村における生活の再建や市街地、集落の復興の推進等を支援するための基金を造成するものでございます。

続きまして、説明資料の22ページをお願いいたします。

専第16号、令和2年8月21日専決による予算でございます。

計画調査費としまして、6,100万円余を計上させていただいております。

右の説明欄を御覧ください。

先ほど新規事業として御説明いたしました球磨川流域復興局の運営費でございます。

続きまして、説明資料の32ページをお願いいたします。

第10号議案、熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

9月補正予算で御説明させていただきました球磨川流域復興基金積立金に関連する条例でございます。

33ページの条例案の概要のほうで御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、令和2年7月豪雨による災害からの生活再建並び

に市街地及び集落の復興の推進等、球磨川水系の流域における安全で安心して暮らすことができる地域づくりに要する経費に充てるため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございます。

2点ございます。

1点目は、条例の名称を「熊本県球磨川水系防災減災基金条例」から、「熊本県球磨川流域復興基金条例」へ改めることとございます。

2点目は、基金の設置目的です。これまで、球磨川水系の流域における洪水による災害の防止または軽減を目的としていたところですが、これに加えまして、今回の豪雨災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該地域における安全で安心して暮らすことができる地域づくりに、基金の設置目的を変更するものでございます。

最後に、施行期日について、公布の日からとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○内藤文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の37ページ、報告第3号、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告でございますが、お手元の別冊「公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類」により御報告申し上げます。

まず、令和元年度の決算の御説明です。

表紙から2枚おめくりいただきまして、1ページ目の事業報告をかいつまんで御説明します。

昭和57年に財団法人として設立され、平成24年に公益財団法人に移行した熊本県立劇場は、令和元年度より5年間の期間で、県立劇場の第4期の指定管理者の指定を受け、県民のための文化振興に取り組んでおります。

中ほどの段落ですが、平成30年度で熊本地

震関連の復旧工事が一段落ついたこともあり、令和元年度は4年ぶりに通年で全館の施設利用が可能でありましたため、音楽大学や専門学校との連携協定締結に基づく事業など新たな取組にも着手し、施設の利用者数や利用率、また、劇場以外での主催文化事業実施において、おおむね計画どおり順調に推移しておりました。

しかし、2月末に県内での新型コロナウイルス感染者の初確認以来、主催事業は中止、また、催事事業の再検討をお願いした結果、県劇利用の中止や延期が相次ぎ、利用者数や利用率は僅かに目標値に届きませんでした。

下のほうの段落ですが、ただ、事業活動収入は、前年比で減少したものの、前期繰越収支差額を加えた収支差額は黒字となり、財務の健全性は保たれております。

次のページで、その内容の詳細を御説明します。

収支決算の状況の表ですが、事業活動収支差額、投資活動収支差額、それから財務活動収支差額を加味した合計、下から3段目の(j-k=1)欄にある当期収支差額は、150万円余の赤字となりました。しかし、その下の(m)欄、5,107万円余の前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、4,956万円余の黒字であり、財務の健全性は保たれております。

県立劇場の業務の内容として、まず、(1)管理運営業務の状況ですが、3ページ上の表で御説明します。

管理運営業務の県からの委託料は、3億6,796万円余となっております。

指定管理者としての今期の重点取組項目に係る経費及び令和元年10月からの消費税引上げを主な要因として、前年比651万円余の増となっております。

文化事業委託料については、地震対応分であるアートキャラバン事業の縮小等により、21万円余りの減額となりました。

(2)の使用料の収納業務ですが、県立劇場

は貸館として施設、設備の使用料や駐車場の使用料を収納しております。

使用料収入の推移の表を御覧ください。

一番下の欄、使用料総収入が、対前年度比で1,641万円余の減額となっております。これは、コロナ感染拡大防止に伴う催事中止等の影響、それから県劇施設は、予約時に使用料を前納いただくシステムになっておりますが、令和2年度に約5か月の工事休館を控えているため、その年度をまたいだ事前予約分に係る施設使用料収入が減額していることなどが要因でございます。

次に、(3)入場者数の推移及び主要施設の利用状況についてです。次の4ページの表で御説明します。

令和元年度は、工事による約4か月間の休館があった平成30年度に比べ、入場者数は増加しています。

2段目の文化事業というのは、指定管理者の自主事業及び劇場外で実施する事業も含めますが、平成30年度は工事で4か月の休館中に、通常以上に積極的に地域に出向いて、講演やワークショップを行ったため、通常ベースに戻った令和元年度については、昨年度比5,000人弱の減となりました。

また、その下の表にありますホール、大会議室の利用率については、2月下旬以来ほぼ全ての催事が中止または延期されました。3月は、卒業式などで最も利用率が高い時期がありますが、それが中止となったことで、例年よりも約10%下回る60~70%台にとどまっております。

次に、(4)の文化事業についてです。

文化事業は、4ページから6ページにかけて、主立った事業を記載しております。

①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業の中で、特に令和元年度は、国際スポーツ大会に向けた機運醸成のため、5ページ2段目にあります熊本文化プログラム推進事業を実施いたしました。

また、②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業を実施するほか、次ページの6ページ、③その他の事業として、企業の協賛によりなかなか舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待する事業など、なるべく多くの県民の皆様が芸術に親しみやすく触れ合える仕組みづくりに取り組んでおります。

7ページと8ページには、法人の概要を記載しております。説明は省略いたします。

また、9ページから23ページにかけましては、先ほど概要を御説明しました令和元年度決算に関する財務諸表を公益法人会計基準の項目により記載しています。

以上が令和元年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、令和2年度の事業計画及び予算についてでございます。

24ページをお願いします。

令和2年度は、元年度に引き続き管理運営業務を行うとともに、新たな課題となったコロナ禍に伴い、新しい生活様式など社会の変化に柔軟に対応しながら、引き続き文化事業などに取り組み、本県の芸術文化の振興を図ることとしております。

次に予算です。

26ページをお願いします。

損益予算書の表中、(1)経常収益の予算額合計が、下から9段目、約5億458万円余、同じページの下から2段目に記載の経常費用、つまり支出の合計が約5億1,462万円余なので、一番下の欄、当期経常増減額は1,004万円余の減となっております。

令和元年度と比べますと、経常収益は468万円余の減、経常費用は478万円余り増加しておりますが、予算総額から見ると、事業規模は、ほぼ横ばいといったところです。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上です。よろしくお願いたします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます

す。

続きまして、別冊になっておりますが、報告第4号から6号まで、交通政策課で所管しております第三セクター株式会社3社について、別冊の経営状況を説明する書類により説明をさせていただきます。

まず、報告の第4号、天草エアライン株式会社の経営状況でございます。

まず、令和元年度の事業報告について御説明をいたします。

1ページをお開きください。

2段落目以降に記載をしておりますが、令和元年度においても安全運航を第一に、平成30年度から開始しました日本エアコミューター株式会社との整備業務の管理受委託により、長期運休の回避や整備品質の向上を通じて安定運航に努めてきたところです。

しかしながら、平成31年2月の機長の病気休職により、機長が2名体制となってしまったことから、令和元年11月までの運航便数が約3割の減便となるなど、非常に厳しい経営を余儀なくされました。

運航状況につきましては、先ほど申し上げた機長の休職による減便に加えまして、年度当初から度重なる機材不具合や台風による欠航、そして年度後半、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、旅客数は、対前年度比62.7%の4万6,291人となりました。

決算状況につきましては、旅客数の減少に伴い収入が減少し、総売上高は、対前年度比73.3%の5億6,558万円余となりました。

一方、営業費用につきましては、運航便数の減少に伴う運航変動費の減少などにより、対前年度比91.9%の11億3,229万円余となりました。

経常利益につきましては、対前年度比119.5%の5億4,890万円余の損失となりまして、これに、いわゆる補助金になりますが、機材整備費補助金等の特別利益を加えた当期の純利益につきましては、1億6,627万円余

の損失となりました。

2ページ、3ページにつきましては、株式の状況等の会社状況を本年7月1日現在で記載をしております。説明は省略をさせていただきます。

4ページを御覧ください。

収支決算書についての説明でございます。

営業損益の部の営業収益の売上高5億6,558万円余に対しまして、売上原価と販売費、一般管理費、これらを差し引いた営業利益につきましては、5億6,670万円余の損失計上となっております。

営業外損益の部ですが、営業利益に営業外収益を加えて営業外費用を差し引いた、いわゆる経常利益につきましては、5億4,890万円余の損失となっております。

ここに、県、天草市、上天草市、苓北町からの安定運航継続のための機材整備補助金による特別利益3億8,624万円余を加えたところで、一番下になりますが、税引き後の最終的な当期純利益は、1億6,627万円余の損失となりました。

5ページ、6ページは省略させていただきます。

次に、令和2年度の事業計画について御説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

事業方針でございますが、令和2年度においても、引き続き安全運航を第一に、定時性、利便性の確保に努めてまいります。

特に、先ほど申し上げました令和元年度の機長休職に伴う減便運航について、今後、同様の事態を招かないように、安定運航のために必要な機長や副操縦士を自社で確実に確保することを目指しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初から航空需要が大幅に減少し、非常に厳しい経営状況にあります。県や地元自治体等の関係機関と一体となって、安定運航の確保、利用率の向上に向けた取組

を進めることとしております。

事業内容につきましては、空港の利用促進協議会をはじめ、関係機関等々緊密な連携を図りながら、利用促進活動を実施してまいります。

特に、令和元年度まで実施をしておりました地方航空路線活性化プラットフォーム事業において得られた知見を基に、ビジネス、産業、スポーツ、文化、教育分野それぞれについて、利用者の需要創出を図っていくこととしております。

続いて、8ページを御覧ください。

令和2年度の収支予算書についての御説明となります。

営業損益の部ですが、営業収益の売上高は、8億7,649万円余を見込んでおります。

一方、営業費用につきましては、売上原価と販売費、一般管理費の合計で12億8,870万円余を見込んでおまして、営業利益は、4億1,221万円余の損失を見込んでおります。これに、安定運航継続のための機材整備補助金等の特別利益を加味した税引き後の当期純利益につきましては、261万円余の損失を見込んでおります。

なお、ただいま説明いたしました令和2年度の収支予算につきましては、新型コロナウイルスの通年にかかる影響を見通すことがまだできなかった令和2年3月の会社の取締役会で議決されたものでございます。

御存じのとおり、今なお、コロナ禍の収束時期の見通しが立たない状況で、非常に厳しい経営を余儀なくされておりますので、地域住民の重要な公共交通機関として、今後の運航を維持継続するために、関係機関と連携してしっかり支援をしております。

天草エアライン株式会社につきましては以上でございます。

続きまして、別冊、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況につきまして御説明をいたします。

報告第5号でございます。

別冊の1ページをお願いいたします。

事業報告が書いてあります。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社につきましては、JR豊肥本線の熊本―肥後大津駅間、約22.6キロメートルの電化を行うために、平成9年11月に設立をされました。

国からの補助金、県や沿線市町、JR九州からの出資金、銀行からの借入金、こういったものを財源に電化施設の整備等を行い、それらをJR九州に貸し付けて、その使用料を毎年、会社の収入としているところでございます。

令和元年度の売上高につきましては、これは契約をしておまして、前年度と同額の1億660万円で、投下資金の回収は計画どおりとなっております。

当期の純利益につきましては、前年度は100万円余の赤字に対しまして、378万円余増の277万円余の黒字となりました。

続いて、2ページ、3ページは会社概要です。省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

収支決算書でございます。

まず、営業損益の部でございますが、営業収益の売上高は、先ほど申し上げました1億660万円に対しまして、営業費用については売上原価が8,645万円余、販売費、一般管理費が1,780万円余であり、営業利益は234万円余となりました。

営業外損益の部ですが、営業外収益としまして、受取利息等合わせまして314万円余、営業外費用はゼロ円、特別損失で165万円余、税引き後の当期純利益は、277万円余となっております。

5ページ、貸借対照表、省略をさせていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画についてですが、引

き続き、JR九州から施設使用料の収入によって収益を確実に確保し、投下資金を回収していくこととなります。

最後に、7ページを御覧ください。

令和2年度の収支予算書でございます。

営業損益の部でございますが、営業収益、先ほどから申し上げております施設使用料としまして、今年度も1億660万円を見込んでおります。

営業費用の売上原価、販売費、一般管理費を差し引きまして、営業利益については、1,596万円余を見込んでおります。

その結果、税引き後の当期の純利益は、1,296万円を見込んでおります。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社につきましては以上となります。

最後になります。肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況について御説明をさせていただきます。

別冊の資料をお願いいたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

事業報告になります。

3段落目以降に記載をしておりますが、令和元年度につきましては、平成29年度に策定をしました中期経営計画、5年間になりますが、こちらに基づき、個人客の誘客強化や新幹線パック等の自社主催の旅行商品での販売促進、あとは、自社のウェブ販売の強化による観光列車「おれんじ食堂」の利用促進等に取り組みまして、さらに、開業15周年でしたので、記念事業としまして、台湾の鉄路管理局との姉妹線の協定を締結して観光交流を深めるなど、地域との連携や収支改善のための取組の強化に努めてまいりました。

しかしながら、沿線人口の減少により利用者の増加には至らず、加えて年度後半、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う沿線所在の学校の休校ですとか外出の自粛、これらにより利用者は大きく減少しました。

結果的に、営業収益は、鉄道線路使用料が

対前年度比6,600万円の増となりましたけれども、旅客の運送収入が対前年度比3,000万円の減となったほか、受託工事収入、これらが大きく減りまして、最終的には、対前年度比1億1,100万円減の16億1,300万円となっております。

一方、営業費用につきましては、線路保存費等が増加をしたものの、車両の保存費や売上原価が減少したことにより、対前年度比9,800万円減の23億800万円となりました。

以上により、経常損益につきましては、対前年度比2,000万円減となる6億8,900万円の損失計上となりまして、熊本、それと鹿児島両県、そして沿線市町からの運行支援補助金等の特別利益の受入れがありましたが、最終的な当期純利益は、2,400万円の損失計上となっております。

2ページを御覧ください。

いろいろ数字が記載してありますが、1点だけ御紹介いたしますと、利用者数につきまして、一番上になりますが、平成16年度、約188万人でしたが、一番下の令和元年度では、107万6,000人と、開業当初から43%の減となっており、大変厳しい経営状況が続いております。

3ページ、4ページは会社の概要ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

収支決算書についての御説明です。

営業損益の部ですが、営業収益の16億1,326万円余に対しまして、売上原価、販売費、一般管理費等を差し引いた営業損失が、6億9,519万円余となりました。

営業外損益の部ですが、営業損失に営業外収益なり、また、営業外費用を加えた経常損失が6億8,920万円余、これに国、県からの補助金等の特別利益23億3,852万円余を加えて、一番下に記載しておりますが、税引き後の当期純損失は、2,416万円余となって

おります。

6ページ、貸借対照表、省略をさせていただきます。

令和2年度の事業計画ということで、7ページをお願いいたします。

令和2年度の事業計画につきましては、事業方針の下から3行目に記載しておりますが、今年度も引き続き、中期経営計画に基づき、安全運行確保のための施設、設備の計画的な整備や要員の確保、育成に取り組むとともに、利便性の向上や営業力の強化による収支改善等に取り組むこととしております。

事業内容については、主なものを御説明させていただきます。

(1)と(2)についてでございますが、安全運行確保のために鉄道施設の状況を把握して、優先順位をつけて鉄道基盤設備の更新、修繕等を行うとともに、計画的な社員の採用と育成に取り組むこととしております。

また、(3)番に記載しておりますが、定期利用者のニーズに基づいた定期利用促進の働きかけに加えて、割引切符や企画切符等による定期外利用の促進にも取り組むこととしております。

さらに、(4)に記載をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束後の旅行需要回復に向けた着実な準備を行うこととしております。

最後に、8ページをお願いいたします。

今年度の収支予算書でございます。

収益の部でございますが、営業収益は、旅客運輸収入、鉄道線路使用料収入などで14億7,038万円を見込んでおります。

費用の部でございますが、営業費用につきましては21億170万円余を見込んでおりました。営業外損益を加えた経常損益が、7億4,823万円余の赤字を見込んでおります。

なお、主に国、県等からの補助金による特別利益6億1,864万円が見込まれますため、当期の純損失としましては、1億3,379万円

余を見込んでおります。

以上がおれんじ鉄道株式会社の経営状況報告になりますが、御存じのとおり、おれんじ鉄道においては、7月の豪雨災害により被災をしまして、現在も八代一佐敷間が不通となっております。会社としては、一日も早い運行再開を目指しておりました。県としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

長くなりましたが、交通政策課の報告は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業及び議案等について、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○高島和男委員 主要事業のほうの資料の28ページです。

地域振興課にお尋ねしますが、5番目の移住定住促進事業ということでありますけれども、この事業が開始をされて、これまでの実績ですね、どのくらい熊本県内移住が進んだのか、数があれば教えていただきたいのと、中でも著しく増えたような市町村の事例があれば、また教えてください。

○池永地域振興課長 移住定住推進取組につきまして、これまで移住定住戦略を策定しまして、移住定住促進協議会を、知事を会長として取り組んでおります。

これまで、東京、大阪、熊本に移住相談窓口を設置いたしまして、移住相談対応をする、もしくは移住情報誌、田舎暮らしの本などへの広告掲載、ガイドブック、パンフレット等の発行をしまして、また、今年度におきましては、新型コロナウイルスの中で対面での相談会ができておりませんので、5月末からオンラインでの相談会、移住セミナーを開

催しているところでございます。

これまでの実績につきましては、県外からの転入者のうち、熊本縣市町村の移住定住の取組を利用した移住者数というのを現在把握をしようとしているところですが、まだ、市町村によりましては、移住者数の把握ができてないところがございます、トータルとしての移住者人数というのは公表する段階にはないというところです。

ただ、移住相談件数につきましては、昨年度から伸びておりまして、特に今年度につきましては、4月、5月、6月と移住者数、特に新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた6月、8月は、移住相談が伸びております。トータルで、昨年度は1,340の相談件数がございます。本年度についても、360件を上回る相談がございますので、新型コロナウイルスでの地方回帰等の流れを的確に捉え、熊本県への移住定住の促進を図っていきたくと思っております。

○高島和男委員 何とか今の段階では数値的なものはないということではございましたけれども、これだけ予算をかけるわけですから、これだけ増えましたというような数値は、ぜひ明らかになったときにお知らせをしていただきたいと思っております。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありますか。

○山本伸裕委員 主要事業、新規事業の説明の35ページですね。

豪雨災害からの速やかな復旧、復興に向けての主な取組の5番目ですね。球磨川流域の治水対策の検証というところですが、これは、議会でもかなり活発な議論が行われて、知事の答弁で、科学的、客観的、総合的、多層的に検証していくというような御答弁があったと思うんですけども、具体的にその科

学的、客観的、総合的、多層的に、どういう場面、どういう手法で検証していくのか、その機会というのは、どういうふうに担保されているのでしょうか。

○福原政策監 これは、流域市町村が持っているデータですね、いつ、どこで何が起こったかというような、気象情報とか県からや国からの避難発令、避難警報、気象情報と、そういうのを持っているデータですので、そういうのを今国、市町村からいただきまして、国と県のほうで整理しているというところでございます。

○山本伸裕委員 それで終わりですか。

○亀崎土木技術審議監 補足いたします。

水位データあるいは県が持っている水位データ、雨量計もございます。そういったものを基に、どういう事実、事象があったかという事実を確認するというところでございます。それプラス、水害の範囲がどれくらいであったかというの、痕跡を実態調査を行っていますので、そういったことを確認するという、事実を確認するという場でございます。

以上です。

○山本伸裕委員 今亀崎さんから場、そういうのを検証する場と言われたんですけども、場ってどこですか。

○亀崎土木技術審議監 国、県、それと流域の首長さんが、その内容について振り返って、今回の水害がどういう状況だったかというものを、第1回目は水位とか浸水範囲とか確認しましたし、今後第2回においては、これまでダムによらない治水を検討する場で検討してきた内容等をはじめ、仮にダムがあった場合の内容、あるいは初動対応、これは、流域市町村のほうからいろいろ調査をしたも

のですが、そういった事実、こういった事実があったということを確認する委員会でございます。

○山本伸裕委員 つまり、ここに書いてある球磨川流域の治水対策の検証を科学的、客観的、総合的、多層的に検証していく場としては、球磨川豪雨検証委員会だという説明でよろしいわけですね。

○亀崎土木技術審議監 はい、多層的にというのは、それはたぶん違うフレーズだと思いますが、客観的に科学的なデータ、科学的に検証するというところでございます。

○山本伸裕委員 知事が、総合的、多層的と議場で答弁されているわけです。総合的と言うならば、今回のもちろん豪雨災害の雨の降り方、それを客観的、科学的に検証するということは必要だと。ただ、治水対策の検証ということであれば、今後の、これも議場で論議されていますけれども、これから起こり得る豪雨災害、線状降水帯の発生、どういうパターンでどういう豪雨災害が起こるか非常に分からない、そういう点も含めて検証しなければならないというふうに思うのが1つと、それから、この検証委員会が、市町村、流域12市町村長が参加されている、これは、川辺川ダム建設促進協議会のメンバーと重なるわけです。これは、後で議論になりますけれども、請願出されている、つまりダムによる治水を、対策を求めている、つまりダムによる治水を求めておられる方々です。だから、そういう点で科学的、客観的、総合的、多層的というのであれば、ちょっとその検証委員会が、そういうことを検証する場としては、ちょっと組織の在り方として不十分ではありませんか。

○福原政策監 この場は事実を確認する場と

いうことで、一切の予断を持たず、単に事実関係を示すということをごさいますて、この検証委員会で治水対策のあり方を議論するというものではございません。

○山本伸裕委員 だから最初に聞いたんですよ。では、どこで科学的、客観的、総合的、多層的に検証する場が担保されているのかと。

○水谷理事 説明は、それぞれ行ったとおりですけれども、今回やっているのは、令和2年7月豪雨、これが科学的にどのような、客観的にどのような豪雨であったかというのが、今やっている検証委員会であります。

今後、その検証を終えた後、どういう対策が必要なのか、それは次の段階で行っていくことになると思います。

○山本伸裕委員 なるほど。分かりました。

では、この球磨川豪雨検証委員会というのは、そういう今後の治水対策の検証をしていく場ではないというようなことですね。

○水谷理事 あくまで、今回は7月の豪雨対策の検証であります。

○山本伸裕委員 分かりました。

それでは要望として、先ほども申しましたけれども、雨の降り方は、今回の雨の降り方のパターンに限らないということ、それから様々な専門家、学者の方々の意見も様々な今出ているというような状況でありますので、今後の治水の検証としては、そういった今の状況を踏まえてしっかり検証していただきたいというような要望を出したいと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑

を終了します。

では、説明員の入替えを行いますので、しばし休憩をいたします。

午後0時26分休憩

午後0時32分開議

○増永慎一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号から第10号まで及び第31号について、一括採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 第1号につきましては、挙手による採決をお願いします。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第5号外6件について採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第18号を議題いたします。

請第18号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございま

す。

付託請願につきまして御説明いたします。

請第18号としまして、私学助成に関する意見書の提出を求める請願が提出されております。提出者は、熊本県私立中学高等学校協会と熊本県私立中学高等学校保護者会です。

例年、9月議会で当団体から請願が提出され、採択していただいております。

その要旨は、私学助成の堅持と、より一層の充実が図られるよう、国に意見書の提出を求めるものです。

具体的な趣旨は2点ございまして、1点目は、私学助成に係る国庫補助のより一層の充実、2点目は、新型コロナウイルス感染症対応及び学校施設の耐震化並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する継続的な支援を要望されています。

1点目の背景として、国の就学支援制度の拡充により、保護者の学費負担の公私間格差は縮まっているものの、依然として格差はあること、少子化の進行が補助額の減少につながり、経営に影響することを懸念されています。

2点目の背景として、学校においては、学びの保障の観点から、ICTを活用した遠隔授業の取組や、新しい生活様式を踏まえた設備改修等が感染症対策として急務となることが挙げられております。

また、私立学校施設の耐震化は、体育館のつり天井などの非構造部材を含め、公立学校に比べまだ後れが見られます。

さらに、令和2年7月豪雨災害により被災した生徒の就学機会の確保のためには、授業料減免等による継続的な支援が必要であるため、耐震化と併せ、国による継続的な取組を求められています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号については、いかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第18号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、請第18号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第18号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○増永慎一郎委員長 配付は終わりましたかね。

今配付しました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として、委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、今回付託された請第19号を議題いたします。

請第19号について、執行部からの状況説明をお願いいたします。

○福原政策監 球磨川流域復興局付でございます。

請第19号、令和2年7月球磨川豪雨災害に

関する速やかな検証及び検証に基づく抜本的な治水対策を早急に決定することを求める請願の状況について御説明いたします。

この請願は、球磨川流域の12市町村で構成されます川辺川ダム建設促進協議会からの請願でございます。

請願の要旨は3点ございます。

1点目としまして、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会を設置して現在検証を実施しているが、速やかに検証の結果を出すこと。

2点目として、流域住民が、将来に向かい、生命の危険にさらされることなく、安全、安心な生活が送れるよう、国と県は、検証結果を受けて、予断を持たず、科学的で抜本的な治水対策を早急に決定すること。

3点目は、五木村及び相良村の再建について、引き続き強力な支援を行うこと。

以上の3点につきまして、県に対する要望と国へ意見書の提出を求めたものです。

請願の背景としまして、甚大な被害が発生した被災地の復旧、復興や、住民が生活再建を早急に進めるには、治水対策の方向性が定められることが大前提になること、10年以上にわたりダムによらない治水を検討し、球磨川流域治水対策協議会から10案が示されましたが、共通認識を得るには至っていないこと、川辺川ダム問題に翻弄されてきた五木村などへの継続的な支援が不可欠であるということが挙げられます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ただいまの説明に関して、質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 今の説明の中で言及がなかったんですが、事前に配付していただいている請願の理由を読むと、川辺川ダム建設を含む抜本的な治水対策を講ずるべきであるというふうに書かれてあります。つまり、ダムを

前提とした治水対策を要望されているという
ようなことでよろしいですね。

○福原政策監 失礼しました。委員おっしゃ
るとおりでございます。

○山本伸裕委員 それで、今回の議会の中で
知事が、この促進協から請願も出されている
というようなことに対して答弁をされている
んですね。その答弁の内容というのは、様々
な御意見が出ていると。そしてダムを造るべ
きだ、あるいはダムに批判的な御意見が出て
いる。地域の対立の歴史を繰り返すことな
く、球磨川の治水対策を導き出していくこと
が重要だと。それで、流域住民の方々、商工
業、農林水産業など様々な団体の方々の御意
見、御提案を伺ってまいりたいということだ
すね。

だから、そういう知事の御答弁が今の県の
スタンスだというふうに捉えてよろしいです
か。

○福原政策監 はい、知事が答弁申し上げま
したとおり、様々な、商工業や農業関係者、
流域住民の方々に御意見を伺うという機会を
設けるよう、今準備を進めているところでご
ざいます。

○山本伸裕委員 これは、川辺川ダム建設促
進協議会から出されている、ダムを前提とし
た治水対策を行ってほしいというような御意
見であって、知事は、ダムに批判的な意見も
伺っていきたいというようなことをおっしゃ
っているわけです。

そして、2回目の球磨川検証委員会がまだ
開かれていない、詳細なデータの検証も行わ
れていない、こういう段階でこの請願を採択
することは、いささか拙速ではないかという
ような意見を申し上げたいというふうに思い
ます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 質問ではありませんが、こ
れは、今回の7月豪雨を受けて、流域市町村
の方々が、あるいはこの協議会のメンバーの
方々が完全一致、足並みをそろえて、速やか
な科学的な検証と、そして川辺川ダム建設を
含む抜本的な治水対策を早急に講じていただ
きたいと、そういう切なるお願いの請願であ
りますから、我々はこれを重く受け止め採択
いたしたい、このように思います。質疑では
ありません、意見の開陳です。

○増永慎一郎委員長 はい、分かりました。
ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 球磨川豪雨被災者の会が発
足されて、被災者の会の方が、昨日、熊本県
に申入れをされていますけれども、私たちの
声も聞いてほしいというような、これはやっ
ぱり、被災者の声を聞かずにダムを前提とし
た治水の議論を進めないでいただきたいとい
う趣旨であるというふうに受け止めておりま
す。

そういった、やっぱり議論が分かれている
中での今回の採択ということになると、知事
が強調されておられるように、再び対立が持
ち込まれることになりかねないということ
で、今回の請願については、ちょっと採択に
ついては慎重に対応すべきではないかという
ふうに思います。これは意見です。

○坂田孝志委員 これは建設促進協議会の方
々の請願要件でありまして、今おっしゃられ
ることは、知事が様々な意見を別途聞いてま
いるということでもありますので、それは別の
場で進めることであって、これに一緒に取り
込むことじゃない、このように考えま
す。

○吉永和世委員 やっぱり地元にとって、地域にとって、このような災害で人命が失われるというのは非常に、やっぱりあってはならないことだというふうに思います。

そういった現実を踏まえて、今後一切そういうことがないようにという、地域の、やっぱり本当に切実なる思いだろうというふうに思いますので、そういった思いを私たちはしっかり受け止めて、今後どうしていくのかというのを、しっかり議論すべき、その大きな材料だというふうに思いますので、これはやっぱり通していただきたいというふうに思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。
次に、採決に入ります。

請第19号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」、「不採択」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第19号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。
よって、請第19号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第19号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○増永慎一郎委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないよう

であります。この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」、「委員長」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 私は、先ほど態度表明したとおり、意見書を出すことには賛同できないということをお断りしておきたいと思っております。

○増永慎一郎委員長 はい。異議なしと認めます。よって、この意見書(案)を委員会として、委員長名をもって議長宛てに提出したいと思っております。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が2件あっております。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、順次報告をお願いします。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

右上に「総務常任委員会報告資料①」と記載された資料をお願いいたします。

こちらは、9月1日に開催いたしました第14回五木村の今後の生活再建を協議する場の概要御報告でございます。

この協議する場合は、川辺川ダム建設計画白紙撤回表明以降、五木村の生活再建を協議することを目的に、平成22年以降、国、県、村の3者で毎年開催している会議でございます。

会議では、まず国、県、五木村から、それぞれ前回会議開催以降の五木村の生活再建の

各種取組について説明を行いました。

国からは、水没予定地の維持管理、令和2年7月豪雨に係る支援等について説明があり、県からは、国道445号ほか県が受託しました村道整備、くまもと林業大学の運営状況等について説明いたしました。

村からは、水没予定地の利活用状況、村営住宅の整備など、国や県の財政支援を活用した事業等について説明がありました。

次に、五木村から国道445号及び村道神屋敷線の早期完成、河川改修や河道内堆積土砂の排除などの要望が出されました。

県としましては、村からの要望を踏まえまして、引き続き国とも連携しながら、村の生活再建にしっかり取り組んでまいります。

続きまして、球磨川流域復興局付からの御説明です。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン——仮称でございます、の検討状況について御覧ください。

この報告につきましては、県政全般に関するプランになりますので、ほかの常任委員会でも同様に報告させていただいております。

まず、第1回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会の概要を御説明します。

(4)の会議概要を御覧ください。

事務局からの説明としまして、令和2年7月豪雨の概要や被害状況、人吉地点の流量の推定や市房ダム等における洪水調節などを説明いたしました。

その後、流域市町村長からは、スピード感を持った検証の実施、川辺川ダムが存在した場合の効果について検証を求める意見のほか、これまでのダムによらない治水対策の評価をする意見をいただきました。

なお、第2回会議は、10月6日の開催を予定しております。

次に、くまもと復旧・復興有識者会議の概要を御説明します。

資料の下の部分を御覧ください。

8月30日に開催し、会議には、熊本地震の際と同様に、五百旗頭座長をはじめとする7人の有識者に御参加いただきました。

資料の裏面を御覧ください。

会議では、球磨川流域の恵みを生かした復興の考え方や、教育、医療、福祉などの様々な切り口から復興に向けた御意見をいただきました。今後、今回の議論を踏まえた提言書が知事に提出される予定でございます。

最後に、3、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについて御説明します。

まず、(1)の基本的な考え方ですが、復旧・復興の3原則を基本とし、住民の生命、財産を守り、安全、安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを享受し、将来にわたって持続可能な地域の再生を目指すという考え方をもとに、今後、具体的な取組を盛り込んだプランを策定していきたいと考えております。

(2)復旧・復興プランの構成項目ですが、①、②、③ということで考えております。

四角囲みには、現時点での取組の方向性のイメージをお示ししております。

今後、県庁内や被災市町村との議論を重ねながら、しっかりと必要な取組を検討していきたいと考えております。

最後に、④として、各市町村への支援体制や復興に向けたロードマップも示していきたいと考えております。

(3)今後の想定スケジュールでございますが、先ほども御説明しましたとおり、10月6日に第2回目の検証委員会が開催されます。その後、復旧・復興本部会議を重ねまして、11月中旬に復旧・復興プランを取りまとめていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 先ほども申しましたけれども、この報告資料2ですね、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの検討状況、そして、この中で今後の進め方、基本的な考え方についても書かれておりますけれども、私が申しました様々な意見を聞く場というところの担保が、文面上からは出てこないわけです。学者、専門家の方の意見を伺うというお話は、御発言があつています。ただ、文章としてはない。そして、ダム賛成、反対の立場の意見を聞くと。賛成の方の意見を聞く場としては、この市町村、流域12市町村長が入っている検証委員会が——ここで意見が反映されるかと思えますけれども、そのダムに否定的な方々の意見の反映の場というのが、文面上は保障されてないわけです。それを、ぜひ保障すべきではないかと。

○福原政策監 地域住民の方から、いろんな団体の方から意見をお聴きする場を設けておりますと、先ほど御説明しました。この中には、幅広く考えておまして、意見聴取に当たりますとは、治水対策のみならず、今後の復旧、復興についての考え方も、併せて意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。

○増永慎一郎委員長 ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 はい。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容については、後日、文書にて回答させていただきます。

それでは、委員から何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が4件提出されております。参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時54分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長